

**第三者の供述中に含まれた被告人の自白と補強法則**

- 【文献種別】 判決／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 令和3年5月19日  
【事件番号】 令和1年（う）第585号  
【事件名】 殺人、生命身体加害略取、逮捕監禁致死、逮捕監禁被告事件  
【裁判結果】 棄却  
【参照法令】 刑事訴訟法 379条・396条・382条・381条  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25571559

北海道大学教授 上田信太郎

**事実の概要**

本事案は、被告人Xが、①主犯Yと共謀の上、Yと金銭トラブルにあった被害者V1を約1年2か月の間、Hマンションの一室内あるいはH事務所内に設置した檻等に閉じ込めて逮捕監禁し（V1第1事件）、その後、V1をけん銃で射殺し（V1第2事件）、②Yほか3名と共謀の上、Yの父の死に関与したとされるV2をその生命に対する加害目的で略取した上、自動車内にその身体を緊縛した状態で閉じ込めて監禁したところ、その際の逮捕監禁行為によってV2を死亡させ、③Yと共謀の上、約1か月間、Yが経営するパチンコ店から逃げ出した従業員V3を倉庫内に設置された箱様の小室等に閉じ込めて逮捕監禁し、さらに④Yと共謀の上、かつてYの父を死亡させたV4の頸部を圧迫して殺害したという事案である。X及びその弁護人は、①ないし④の各犯罪の成否及びYとの共謀の有無を争った。

原判決（神戸地姫路支判平31・3・15判例秘書L07450382）は、検察官の主張どおり、各事実についてYとの共謀を含め、Xを有罪と認定した上で、犯罪の重大性、各犯行の悪質性等を理由にXに死刑を言い渡した。

これに対し弁護人は、①V1第2事件について、Xがけん銃を用いて弾丸を発射し、V1の身体に命中させて殺害したという重要な部分を裏付ける証拠としては、甲（Xの知人）の原審公判供述によって顕出されたXの自白（Xがけん銃を使ってV1を射殺した旨を甲に打ち明けたとされる犯行告白）があるだけで、これを支持する補強証拠が存

在せず、原判決には訴訟手続の法令違反（補強法則違反）があるとした他、事実誤認、量刑不当などを理由に、①ないし④につき控訴したが、控訴審は、原判決を支持し弁護人の控訴を棄却した。

**判決の要旨**

控訴審の判決文は、縷々控訴棄却の理由を挙げているが、以下では、主として補強法則に関する言及部分（けん銃による殺害行為に関連するV1第2事件部分）に限定する。

まず、控訴審判決は、原判決の判断を次のように踏まえる。「原判決は、まずXの前記自白（犯行告白）を除く関係証拠に基づいて本件の客観的状況を検討し、①同事件に先立ち、V1がXによって約1年2か月間、HマンションやH事務所で檻に入れられるなどして逮捕監禁された後、平成22年6月13日に目隠しや手錠等をされた状態でXの運転する車に乗せて連れ出された状況からして、V1がその後も引き続きXの支配下に置かれていたことが強く推認されること、②同月9日以降、V1の生存が確認できず、XがV1を連れ出した同月13日から遠くない時期にV1が死亡した可能性が高いことからすると、V1がXの支配下で死亡したことが推認されたとした。そして、甲の原審公判供述及びこの供述に含まれるXの前記自白の信用性を検討し、甲の供述につき警察官による誘導は考えられず、Xの前記自白は、その内容が前記客観的状況と一致していることのほか、（ア）XがV1の殺害時期と近い時期にけん銃を所持していたこと、（イ）Xが平成22年6

月中旬頃Yから100万円を受け取ったこと、(ウ) D倉庫の壁の上部にフックが取り付けられていたこと、(エ) 本件焼却炉内から焼けた人骨が発見されたことなどの事実関係に裏付けられ又は支えられていること、さらに、Xが甲にV1第2事件の犯行後にその様子を打ち明けることが当時の状況等に照らして自然であったということができ、甲にあえてXに不利な嘘をつく動機もないこと、Xの前記自白の内容が作り話とは思われぬ具体性を持っていることなどから、その信用性は高い」とし、その原判決の判断を基本的に肯定した<sup>1)</sup>。その上で、控訴審は、「このように、原判決は、被告人の前記自白を除く関係証拠から認められる事実関係によって、同自白の真実性が保障されていると判断したもので、被告人の自白のみに基づいて犯罪事実を認定したものであることは、その説示するところからして明らかというべきであり、原判決の認定判断に補強法則違反に当たるような事情は認められない。」と判示した。

## 判例の解説

### 一 問題の所在

本事案は、主犯よりも共犯者に重い刑が科されたことから社会の耳目を集めた(主犯Yは無期懲役刑、共犯Xは死刑)。検討課題はいくつかあるが、紙幅の関係上、特に犯行①のうち、V1をけん銃で殺害したV1第2事件に焦点を当て、補強法則の観点からこれを考察することとする<sup>2)</sup>。

控訴審は、弁護人が主張する補強法則違反に関し、原判決の判断を基本的に是認しているから、検討すべき点は原判決が列举する次の各項目にある。すなわち、XによるV1殺害行為を裏付ける証拠とされる、(ア) けん銃存在の事実、(イ) 主犯Yから乙(Yが経営するパチンコ店の売上や支払いを管理していた者)を介してXが報酬として現金100万円を受け取った事実、(ウ) 殺害し死体を切断したD倉庫のフックの存在(血が飛び散ってもよいように、フックにビニールシートを引っ掛けるなどしてV1の死体を切断したこと)のそれぞれが補強証拠といえるか、また補強したというに十分かどうかにある。加えて、そもそもX本人は犯行を否認しているところ、Xの知人である甲の供述中に顕われたX殺害に関する自白をどのように考えるかも重要である(伝聞性の問題)。

## 二 補強法則の意義及び内容

### 1 補強法則の意義

自白は犯罪事実の主要部分を認める被告人自身の供述である。自白が事実認定に大きな役割を果たすことは否定できないし、被告人を含む訴訟関係人の供述を事実認定資料から外すことも現実的ではない。しかし、かつてはもとより、現在においてもなお、自白(あるいは供述)の信用性の判断を誤る裁判例が散見されるのも事実である。特に自白の信用性評価の誤りは、誤判の危険に直結する。そこに自白偏重や誤判の防止を眼目とする補強法則の存在意義がある。同法則が、憲法が要請する重要原則にまで高められ、刑事訴訟法がこれを拡張する根拠もこの点に求められる(憲法38条3項、刑事訴訟法319条2項)。

### 2 自白の証明力と補強法則との関係

補強法則は重要法則ではあるが、その内容や捉え方を個別に見ると、いくつかの点で見解に相違が見られる。まず、同法則と自白の価値(証明力)との関係の捉え方である。学説は大別して2つの考え方に分かれる。

第1は、自白は、それだけで一般に過大に評価される傾向にあるから、自白の証明力の判断を誤らないようにするために補強証拠を要求したとする見解である。つまり、自白の証明力を最初から割り引いて考え、そこに自白以外の証拠を付け加えるものである<sup>3)</sup>。

第2は、自白の証明力を最初から低く見積もるのではなく、証明力を十分に備えた自白(完全自白)はそのまま評価し、しかし、万一の間違いを避けるため、自白内容を確認できる他の証拠(補強証拠)を要求したと捉える見解である。自白の価値が十分でも、さらにそれに補強証拠を積み上げて判断するのである<sup>4)</sup>。両見解の対立は、補強法則を自由心証主義に対する内在的な制約原則と捉えるか、それとも外在的な規制原則と捉えるかの違いに由来する。

判例は、補強法則が対象とする自白とは、犯罪事実を全部肯定できる証明力を有した「完全自白」であるとし、それゆえ、同法則は、自由心証主義に対する「例外」規定と捉えている。「例外」であるから、いわゆる「共犯者の自白」を「本人の自白」と同視する、あるいはこれに準ずるものとして考慮しない<sup>5)</sup>。

### 3 補強を要する範囲

補強証拠を要する自白の範囲についても問題となる。これに関しては、罪体説と実質説の対立がある<sup>6)</sup>。罪体説がいう罪体は、①特定の被害の発生、②何人かの犯罪行為であること、③犯人と被告人との同一性から構成され、(i) その全部に補強証拠を要求するとする説、(ii) ①と②の部分に補強証拠があれば足りる考え方に分かれる。(ii) 説が通説的見解といえる。

他方、実質説は、補強の範囲を「自白にかかる事実の真実性を担保するものであれば足りる」と考える。判例は従来、基本的にこの立場を採る。たとえば、「自白を補強すべき証拠は、必ずしも自白にかかる犯罪組成事実の全部に亘って、もれなく、これを裏付けするものでなければならぬことはなく、自白にかかる事実の真実性を保障し得るものであれば足る」(最判昭23・10・30刑集2巻11号1427頁)とか、「自白した犯罪が架空のものではなく、現実に行われたものであることを証するものであれば足りるのであって、その犯罪が被告人によって行われたという犯罪と被告人との結びつきまでもを証するものであることを要するものではない」(最判昭24・7・19刑集3巻8号1348頁)という立場をとる。

### 三 本事案の特徴

本事案におけるXの自白の信用性を考える際、それがどのような経緯で顕出したのか、その背景事情が重要である。

本事案は、事実関係がやや複雑である。犯行に関与した人物は、Xの他、その多くがYを中心とした粗暴的(アウトロー的)性格を有する集団に属していた。また、甲自身は、本件各犯行に関与したわけではないが、かつてXらと共にYが経営するパチンコ店に勤務し、同店の金庫番をしていた他、同店から逃げ出した従業員を連れ戻すなどの「裏仕事」をしていた。しかし、逃亡した従業員の連れ戻しに失敗し、Yの報復を恐れ、自らもYから逃亡(離反)した。逃亡後は、Xとデリバリーヘルス店を共同経営するなどしてXとは親密な関係を維持していた。注意しなければならないのは、甲自身、本事案とは別事件である大麻取締法違反で逮捕勾留されその後不起訴処分を受け、さらに強盗致傷罪、逮捕監禁罪で逮捕勾留され、傷害、監禁で起訴された者だということ、また、X

やYの各犯行が明らかになったのは、甲自身の刑事事件の勾留中に、甲が警察官に対し各犯行を供述し始めたことが契機となっていることである。甲自身、被疑者として取調べを受ける中で、甲が警察官に告げたV1殺害に関するX自白は、その信用性を判断する上で極めて重要な背景事情といえる。

甲供述中のV1殺害に関するXの自白とは、具体的にどのようなものであったか。第一審判決文では次のような内容となっている。「①V1をけん銃(ボディガードという名称のけん銃)を使って射殺した、②使った弾は、1発目は先のへこんだ弾、2発目に普通の弾を使った、③V1とけん銃の間にクッションをはさんでV1を撃った、④1発目では絶命せず、2発目を撃ったら、うっと声を出して、目を見開いて、それから目を閉じて死んだ、⑤クッションでけん銃の音はそんなに消えなかった、⑥前回と違って服を脱がせたから絡まずに切れた、⑦死後硬直をかなり待ったので前回みたいに血は飛び散らなかった、⑧周りにブルーシートを張り巡らしたから跡も残っていないと思う、⑨解体後は焼却炉で燃やした、⑩前回は死体を一気に入れたのでかなり燃え上がって焼却炉が真っ赤になるほどになったから、今回は少しずつ入れて燃やした、⑪報酬として、乙を通じ、Yから100万円をもらった(①～⑩は筆者)」。

この①ないし⑩がV1殺害に関するX「自白」(不利益事実の承認)である。なるほど、甲とXは、本事案の各犯行において共犯関係にはない。したがって、いわゆる共犯者自白に特有の「引っ張り込みの危険」のあるケースではない。しかし、共犯関係の有無にかかわらず、第三者供述の性質や供述の出方によっては、「引っ張り込み」と同様の危険が生じることがある。同一の犯行における刑事責任のなすり合いとはいえなくても、これと類似するような、犯罪を作出するような危険がありうる。

これに関していえば、本事案の利害関係人は皆、粗暴的集団に属しているため、その供述内容をそのまま鵜呑みにできない側面を持つ。また、Xの自白は、第三者である甲を介して顕在化しているから、伝聞性が問題となる。伝聞証拠の場合、被告人の供述(自白)を聞いた第三者供述が、正しく被告人供述を再現しているか、その真意や内容を正しく伝達しているか吟味されなければならない

い。本件は、様々な利害や保身、反感、虚栄などが複雑に絡み合う粗暴的集団の関係者による事件である。したがって、捜査機関と甲との間に、何らかの取引はなかったのか、甲自身の事件に対し、その刑事責任に関わるような働きかけはなかったのか吟味が必要である。それゆえ、本事案では各利害関係人（特に甲）の供述の信用性を裏付ける、確実な証拠が必要である。本事案は、誤判防止、自白捜査偏重を目的とする、セーフガードとしての補強法則の存立意義が強く問われた事案といえる。

#### 四 本判決（原判決）の評価

本判決は、原判決の判断を基本的に肯認しているから、具体的な考察対象は、原判決に示されたX自白部分の評価にある。

三で挙げた通り、V1殺害のX自白の内容は、原判決に示されている①ないし⑩の供述箇所である。その中で、殺害自白の中核となるのは①である。本来、この事実が補強証拠によって裏付けられていなければならないはずである。しかし、本事案では、死体はおろか、けん銃や弾丸、さらに殺害の際、使用したというクッションなどは発見されていない。

X自白を裏付ける証拠として、原判決は、判決の要旨で示した（ア）ないし（ウ）を挙げ、本判決もそれで補強は尽くされたと考えているようである。しかし、これらのいずれの事実、証拠もX自白の中核部分①に関わるものとはいえない。

まず、（ア）につき、けん銃自体が発見されていない。また、Xの依頼によるけん銃保管の事実や試射に関してなされた、甲や他の者の公判廷供述は、保管や試射自体、XがV1を「射殺した」ことを裏付けるものではなく、また試射の時期について齟齬もあるから信用性に乏しい。（イ）V1殺害の報酬として乙を介してYから100万円を受け取った、とXから聞いたという甲供述は、単に事後的事情でしかない。また、乙がYの指示によりXに駐車場で報酬を受け渡したという供述は、その供述が何らかの証拠によって裏付けられているわけではない。（ウ）「フックの存在」について、第一審は、「被告人の犯行告白に沿う事情となり得る」とし、控訴審も「Xの自白（犯行告白）の内容と整合する痕跡が現場に残されていたとみることができるのであるから、フックの存在を被

告人の犯行告白の信用性を支える事情と位置付けた原判決の評価に誤りはない。」という<sup>7)</sup>。しかし、死体切断の際、「フックを使用してブルーシートを張りめぐらした」というX自白に関する甲供述は、すでにD倉庫に取り付けられていたフックの存在を知っていた捜査機関によっていくらかでも誘導することは可能だし、そもそも、V1射殺の自白を補強するというには、ほとんど関係がない。

このように考えると、上記（ア）ないし（ウ）の証拠群は、X「自白」にかかる自白の真実性を「実質的」に保障したもとはいえない。なるほど本事案は重大事件である。しかし重大事案であるからこそ、第三者たる甲の供述中に含まれた、真意の不明なX「自白」を事実認定の俎上に載せるべきではなかったし、仮に事実認定資料とするのであれば、控訴審は、一層厳格に補強法則を適用すべきであったように思われる<sup>8)</sup>。一般の刑事事件であれ、組織犯罪であれ、刑事事実の認定に関する証拠法則の適用に相違はないはずである。

#### ●—注

- 1) なお、V1第2事件における（エ）の事実は、甲の原審公判供述の信用性に関する補助事実として位置付けられている。
- 2) 本事案は、事実の概要でも示したように、複数の事件が審理対象となっており、利害関係人も相当数いるため事実関係がかなり複雑である。
- 3) 光藤景皎『刑事訴訟法Ⅱ』（成文堂、2013年）191頁以下。
- 4) 田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣、1996年）354頁以下。
- 5) 最大判昭33・5・28刑集12巻8号1718頁（練馬事件判決）。
- 6) 罪体説によるものとして、光藤・前掲注3）書192頁など。実質説によるものとして、平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958年）234頁。但し平野は、「公判廷外の自白については、罪体ないし犯罪の客観的部分の全部について必要とするのが妥当」とも述べている。同『刑事訴訟法概説』（有斐閣、1968年）179頁。
- 7) 但し、控訴審は、「フックの存在自体をもってV1が殺害されたという事実が直ちに推認されるものではない」とも述べている。
- 8) 本稿では、自白の証明力と補強証拠の証明力との関係、さらに本事案でも重要点である伝聞性の検討には十分に踏み込めなかった。これらの課題は、別の機会に検討することとしたい。